

# 労働災害再発防止対策書

【記入例1 機械器具製造業】

※ 3. 再発防止対策、5. 労働災害防止対策の水平展開については、改善前、改善後の状況がわかるように適宜写真を添付してください。

事業場	名称	○×△製作所(株)	業種	一般機械器具製造業
	所在地	〇〇市△△1-2-3	労働者数	20名

被災者	氏名	◆◆◆◆	性別	男・女
	年齢	39才	休業(見込)日数	2ヶ月 半
	傷病の部分	左手首 例：(右手の親指)	勤続年数	12年
	傷病の性質	裂傷・打撲 (例：骨折)	経験年数	12年

## 1. 災害発生状況

いつ	どこで	だれが	どんな作業をしていたときに	どのように災害が発生したか
令和2年6月10日 午前 10時00分 午後	本社工場内で	◆◆◆◆	フライス盤で加工作業中に	切粉を手で払ったときに、右手にはめていた軍手がフライス盤の刃に巻き込まれた。

## 2. 災害発生原因 (災害の原因を調査してください)

### 2. 1 労働災害が発生した作業及び作業環境 (発生原因となっていないか調査してください)

作業内容及び作業環境	回転する刃に巻き込まれる恐れのある作業に軍手を使用して作業させたこと。
------------	-------------------------------------

### 2. 2 機械・設備に関すること (危険な状態がなかったか調査してください)

物自体の欠陥(強度不足、粗悪、老朽化等)	
防護措置の欠陥(カバーなし、手すりなし等)	カバーなし
作業場所の欠陥(乱雑、狭い、滑り易い等)	
作業環境の欠陥(照明不足、換気不足等)	
保護具・服装の欠陥	軍手の使用を禁止していなかったこと
その他	

### 2. 3 人に関すること (作業のやり方について)

安全装置の不使用	
カバー、手すり等の取り外し	
決められた機械・工具を使わなかった	
保護具・服装の誤り	作業の際に軍手をしていたこと
決められた手順を行わなかった	
危険な箇所に行った・手を入れた	清掃の際に、機械の運転を停止しなかったこと
機械運転中に掃除・修理・点検をした	
その他	

### 2. 4 安全衛生管理 (機械設備が危険、作業員が危険行動を行った原因を管理面から点検してください)

機械・設備導入時に安全な機械設備か検討しなかった	
日頃、機械設備を点検していなかった	
安全(衛生)担当者を決めていなかった	安全衛生推進者を選任していなかった
安全(衛生)担当者が職務を行っていない	
安全な作業のやり方を決めていなかった	安全な作業手順が定められていなかった
作業員に作業の方法の教育を行っていない	災害のあった作業の教育を行っていない
日頃、作業のやり方をチェックしていなかった	管理者による作業方法の確認を行っていない
その他	

再発防止対策を検討する際には、  
「作業自体の見直し」→「機械設備の改善」→「作業方法の改善」→  
「安全衛生管理の改善」の順に検討し本質的な安全化を図ってください。

## 3. 再発防止対策 (災害防止を検討してください)

### 3. 1 作業自体の見直し

(フライス盤を使用しない加工方法への変更、無人自動化など抜本的な作業自体の見直しをまず検討してください)  
(抜本的な見直しが困難な場合の例) 以下のとおり作業の方法、作業管理の見直しを図る。

### 3. 2 機械・設備の改善 (発生原因に記載した項目ごとに対策を検討してください。)

作業上、カバーを設置して支障のない範囲で、接触防止用カバーを設置する
フライス盤等、手が巻き込まれるおそれのある作業の際は手袋の使用を禁止する

### 3. 3 作業方法の改善 (発生原因に記載した項目ごとに対策を検討してください。)

フライス盤等、手が巻き込まれるおそれのある作業の際は、手袋の使用しない
清掃(刃部を含む)は、機械の運転を停止してから行う

### 3. 4 安全衛生管理の改善 (発生原因に記載した項目ごとに対策を検討してください。)

安全衛生推進者を選任し、安全衛生に係る業務を行わせる
安全な作業を行われるよう作業手順を作成する
作業の危険性、取り扱い方法の教育を作業手順書により、定期的の実施する
作業方法の巡視を行い、不安全作業があったときには正しい作業方法を行わせる

講じていただいた再発防止対策について、労働負荷やコスト等を総合的に考慮し調和がとれたものとなっているか確認願います。

## 4. 再発防止対策の持続性についての検討

再発防止対策の持続性(運用面コスト(費用、労力、時間)の負担許容範囲内であること、継続的に取り組むことができる内容であるか検討し、その結果を記載してください。)

フライス盤使用時に手袋の使用を禁止すること、フライス盤に清掃時に運転を停止することで作業効率は下がらない、管理者による巡視や教育の機会を設けることは負担となるが、作業員に自発的に取り組む意識をもたせ災害防止のために必要なものは実施する。

## 5. 労働災害防止対策の水平展開 (再発防止対策を講じる際に把握した事業場内の他の機械・設備や作業でのリスクに対して講じた労働災害防止対策について記載してください。)

労働災害防止対策の水平展開を行った機械・設備又は作業	労働災害防止対策の水平展開を行った機械・設備又は作業が有していたリスク	労働災害防止対策の水平展開の具体的内容
回転する刃物のあるすべての機械(5台)	回転する刃に手袋が巻き込まれるおそれがあった	手袋使用禁止、運転停止を内容とする作業手順を作成した

上記のとおり、労働災害再発防止対策を講じたので報告します。

令和2年7月〇〇日

〇〇 労働基準監督署長 殿

担当者職氏名 製造課長 ○〇 ○〇

TEL 0000-00-0000

事業者職氏名 代表取締役 ◎◎ ◎◎